

衆議院農林水産委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 3 月 20 日（水）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 農業用ため池の管理及び保全に関する法律案（内閣提出第 29 号）

- ・吉川農林水産大臣、小里農林水産副大臣、濱村農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、国民、公明、共産、維新）
（質疑者）池田道孝君（自民）、稲津久君（公明）、神谷裕君（立憲）、堀越啓仁君（立憲）、玉木雄一郎君（国民）、田村貴昭君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

池田道孝君（自民）

- （1） ため池の現状及び農業用ため池の管理及び保全に関する法律案（以下「法律案」という。）提出に係る農林水産大臣の意気込み
- （2） ため池の全国的な管理の現状
- （3） 所有者若しくは管理者が管理しているため池のうち個人所有のため池の数
- （4） ため池の管理のための草刈り機の購入等に対する国の支援の必要性
- （5） ため池の廃止に係る現状及び手順
- （6） ため池の一斉点検を踏まえた改修等の方針

稲津久君（公明）

- （1） 新たに特定農業用ため池を法定化した趣旨及び指定要件並びに防災重点ため池との相違
- （2） 法律案第 19 条に規定する農林水産大臣による指示の具体的な内容及び状況
- （3） 地方公共団体及び所有者等に対する国の補助及び援助の在り方
- （4） ため池の廃止も含めた防災工事の定義及び内容
- （5） ため池防災工事のため農業農村整備事業の予算を十分確保することについての農林水産大臣の決意

神谷裕君（立憲）

- （1） これまでため池の管理等について法制度が整備されていなかった理由
- （2） 近年の気象変動に鑑み、災害対策を見直す必要性
- （3） 平成 30 年 7 月豪雨によるため池被害の復旧の状況
- （4） ため池の所有者確定の在り方
- （5） ため池の所有者を確知するための探索方法
- （6） ため池を市町村や土地改良区等で公有とすることを検討する必要性
- （7） ため池の所有者が確知された場合の固定資産税及び相続税の在り方
- （8） 強度や安全性に問題があるため池の数及びその改修に必要な財政規模
- （9） 防災・減災のために必要な予算の確保についての農林水産大臣の決意
- （10） 防災工事に係る所有者等の管理責任及び費用負担の在り方
- （11） ため池の届出に関する市町村、都道府県及び国の役割及び責任
- （12） 地方自治体に対する財政上の措置の内容

堀越啓仁君（立憲）

- (1) ため池の整備が不十分であったことから生じた問題と法律案をこの時期に提出した理由
- (2) 現在までに廃止されたため池の数及び理由、並びに廃止された跡地の現状
- (3) ため池の廃止手続を進めるに当たり、受益者の水利権との関係についての見解
- (4) 「生物多様性戦略」と法律案の整合性についての農林水産大臣の見解
- (5) 現状におけるため池データベースの管理及び公表状況、並びに法律案に規定されているデータベース公表の具体的な手段
- (6) データベース更新のために、法律案第 18 条に基づき都道府県知事が報告徴収及び立入検査などを行う必要性
- (7) ため池防災支援システムにより網羅できると見込まれるため池の情報整備及びシステムの有効活用についての見解
- (8) 全国 20 万か所のため池の全てが法律案で定める「農業用ため池」に該当するかについての確認

玉木雄一郎君（国民）

- (1) 食料・農業・農村基本計画の見直し関係
 - ア 過去 5 年間の農政の検証の実施及び中小農家の声を農政に反映させる必要性についての農林水産大臣の見解
 - イ 食料自給率目標 45%の達成に向けての現状の認識及び戦略についての農林水産大臣の見解
 - ウ 農業・農村所得倍増計画を取り下げてより現実的な達成目標を定める必要性についての農林水産大臣の見解
- (2) 法律案関係
 - ア 耐震工事や豪雨対策が必要とされている危険なため池のうち、特定農業用ため池の対象となる見込み数
 - イ すでに危険とされているため池を特定農業用ため池として緊急整備する必要性
 - ウ 所有者及び管理者が不明のため池のうち特定農業用ため池に該当すると想定される数
 - エ 現時点で問題があるとされているため池を整備するために必要な年数及び予算総額の見込み
 - オ データベースを整備する際に、地図情報を併せて整備する必要性
 - カ 農業用ため池の所有者が市町村経由で都道府県に届出をする運用とする必要性
- (3) 和牛精液等の海外持ち出しを禁止する法整備や条約の必要性についての農林水産大臣の認識

田村貴昭君（共産）

- (1) 決壊のおそれのあるため池の改修が十分に行われなかった理由
- (2) ため池の老朽化対策工事について、地元負担率をさらに引き下げる必要性
- (3) 「農業用ため池」の対象範囲
- (4) 用途が未確定なため池が法律案の対象となるのかについての確認
- (5) ため池が法律案の対象外となる場合に省庁横断的な対応を検討することの必要性
- (6) ため池の草刈りなどの維持管理に対する支援の必要性

串田誠一君（維新）

- (1) 「農業用ため池」の定義
- (2) ため池に入り込んだ土砂を取り除く行為の法律案への該当性
- (3) ため池の管理者の権原に係る定義
- (4) 自然現象でできたため池の工作物への該当性

- (5) 「農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう管理」との規定をより明確にする必要性
- (6) ため池の廃止と水利権上の問題との関係性
- (7) 他の農業用水の供給システムにより、将来的にため池が不要となる可能性